

サテライト AI ・交通誘導 AI システム 利用規約

2026 年 2 月 11 日現在

株式会社サテライト・ソリューションズ（以下、「サテライト・ソリューションズ」といいます。）が提供する「サテライト AI ・交通誘導 AI システム（以下、「本システム」といいます。）提供するアプリケーション（以下、「提供アプリケーション」といいます。）に関する契約は、以下に定める規約（以下、「本規約」といいます。）の内容に従うものとします。利用ユーザーは本システムご利用のお申込みをされた時点で、本規約の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。サテライト・ソリューションズは本システムの目的の範囲内で本規約の内容を変更することができます。変更時の料金や利用条件は、変更後の規約によります。変更する場合には、変更日の 2 週間前までに書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表することにより、利用ユーザーに通知することとし、利用ユーザーが本規約変更後に本システムを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

## 第 1 条 定義

本規約において、用語の定義は以下のとおりとします。

・「本システム」、「提供アプリケーション」

サテライト AI ・交通誘導 AI システム のサービスまたは、アプリケーション

・「利用ユーザー」

本規約を承認の上、規定の利用手続きを完了した方を「利用ユーザー」とします。

## 第 2 条 利用ユーザーの情報

・利用ユーザーの個人が特定できる情報は、サテライト・ソリューションズが別途定めるプライバシーポリシーに従い、取り扱います。

・前項にかかわらず、以下の場合については、利用ユーザーの同意なく登録情報の一部を開示することがあります。

①サテライト・ソリューションズ及び他の利用ユーザーもしくは第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、警察または関連諸機関に開示する場合

②警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、登録情報の開示を求められた場合、サテライト・ソリューションズがこれに応じることを判断した場合

・利用の際に申告する利用ユーザー情報のすべての項目に関し虚偽の申告も認めないものとします。

## 第 3 条 譲渡・担保等の禁止

利用ユーザーは本システムの譲渡、質権、その他担保に供してはならないものとします。

## 第 4 条 委託

サテライト・ソリューションズは本システムの提供、提供アプリケーションに関する業務の全部及び一部を、当社の指定する第三者に再委託する場合があります。ただし、その場合、サテライト・ソリューションズは責任をもって委託先を管理します。

## 第 5 条 利用料金

1. 利用ユーザーは、サテライト・ソリューションズの定める方法に従い、本システム及び提供アプリケーションの利用料金を支払うものとします。

2. 利用ユーザーは、前項の料金等の支払を遅延した場合は、遅延期間につき利用料金等について年率 14.6%の割合で算出した遅延損害金を加算し、サテライト・ソリューションズに支払うものとします。

3. 利用ユーザーが本システム及び提供アプリケーションの提供を受けるために要する電気料金、通信回線に係る料金

その他の費用は、利用ユーザーが負担するものとします。

4. 本システムの契約更新の際は、利用ユーザーに事前に通知の上、第1項に定める利用料金の改定を行うことができるものとします。
5. サテライト・ソリューションズは、いかなる場合も支払い済みの利用料金を返金いたしません。
6. 利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第6条 契約の解約・解除

・契約の解約については、以下のとおりとします。

##### ①利用ユーザーが本システムの解約の意思表示をした場合

・利用ユーザーが以下の項目の1つにでも該当した場合、サテライト・ソリューションズは、利用ユーザーに対してなんらかの催告なくして本システム契約を即時解除、提供アプリケーションの提供中止をすることができます。

##### ②利用ユーザーが本規約の条項及び条件の1つにでも違反した場合

##### ③サテライト・ソリューションズが行うサービスに支障を及ぼした場合、またはそのおそれのある行為を行なった場合

・解約時における利用ユーザーのデータの削除は原則利用ユーザー自身で行うものとします。ログデータについては解約後一定期間をもって破棄されます。なお、利用ユーザーからのご要望がある場合に限りデータの即時削除及び削除証明書の発行を行うものとします。

#### 第7条 システム仕様

1. サテライト・ソリューションズが提供する本システムの仕様は、AI交通誘導システム主要諸元に定めるものとします。
2. 利用ユーザーは、ディスプレイユニット設置解体マニュアル、リーダーユニット設置解体マニュアルにそって組み立て・解体を行うものとします。
3. 本システムが正常に動作するためには、安全な電源が十分に供給されている必要があります。
4. LEDパネルに直接強い光が差し込む状況では、視認性が下がる場合があります。
5. バージョン更新を行う際に、リモコンのLTE通信を行うことのできる環境が必要となります。電波が全く入らない場所での更新はできません。
6. 利用ユーザーがバージョン更新を怠った場合、動作の保証ができなくなります。
7. リモコンの電源on/offの操作は、LTE通信を行うことのできる環境が必要となります。
8. 状況によっては、リモコンを使った操作（手動）で誘導を行うことにより安全を確保してください。
9. 本システムは、交通誘導による人員削減を目的としたものであり、人員をゼロにすることはできません。
10. 本システムは、各ユニットとリモコンがセットでの販売となり、リモコンは他のユニットに対して使用することはできません。

#### 第8条 ライセンス

1. サテライト・ソリューションズは、本規約に同意した利用者に対し、日本国内で本システムを利用するためのライセンスを付与するものとします。
2. ライセンスの購入・使用は、利用ユーザーが以下に該当する場合のみ可能とします。
  - ① 自社で警備会社を兼ねていること
  - ② 関連会社に警備会社があること
3. ライセンスのみの販売については、警備会社向け、レンタル会社向けがあります。

#### 第9条 利用環境の整備

1. 本システムを利用する上で必要となるハードウェア、ソフトウェア等の利用環境は、サテライト・ソリューションズが定める条件に適合するよう、利用ユーザーの負担と責任において維持・整備を行うものとします。
2. サテライト・ソリューションズは、利用ユーザーの利用環境について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条 制限及び禁止事項

サテライト・ソリューションズは、利用ユーザーの以下に該当する、またはその恐れのある行為を禁止します。

##### ①公序良俗に反する行為

- ② 犯罪行為に結びつく行為
- ③ 法令等に違反する行為
- ④ サテライト・ソリューションズ及び他の利用ユーザーもしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- ⑤ サテライト・ソリューションズ及び他の利用ユーザーもしくは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ⑥ サテライト・ソリューションズ及び他の利用ユーザーもしくは第三者に不利益を与える行為
- ⑦ サテライト・ソリューションズ及び他の利用ユーザーもしくは第三者を誹謗、中傷する行為
- ⑧ サテライト・ソリューションズの信頼を毀損するような行為
- ⑨ サテライト・ソリューションズの承認を得ないで行う利用ユーザーの身分を利用した全ての営業行為
- ⑩ 選挙運動もしくはこれに類似される行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
- ⑪ 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為
- ⑫ ID及びパスワードを不正に使用する行為
- ⑬ 利用ユーザー以外の第三者に対して、本システムを利用する権利を許諾したり与えたりすること
- ⑭ 本システムに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- ⑮ 本システムの改造、サテライト・ソリューションズの許可なく部品交換等をおこなうこと
- ⑯ その他サテライト・ソリューションズが当該利用ユーザーの行為として不適切であると認めた行為

#### 第 11 条 サービス内容、提供アプリケーションの変更、停止・廃止

・サテライト・ソリューションズは、以下に該当する場合、利用ユーザーへの事前通知、承諾なしに、サービス内容、提供アプリケーションの一部または、全部を停止または中断する場合があります。

- ① ネットワーク、その他本システムを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工世上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
- ② ネットワークに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であるとサテライト・ソリューションズが判断したとき
- ③ データの改ざん、ハッキング等本システムを提供することにより、利用ユーザー、第三者等が著しい損害を受ける可能性をサテライト・ソリューションズが認知したとき
- ④ 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止、及び停止することにより、本システム契約に基づく本システムの提供を行なうことが困難になったとき
- ⑤ 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
- ⑥ サテライト・ソリューションズの定める期限までに保守サービス料金、ライセンス料金の支払いがなかったとき
- ⑦ その他、サテライト・ソリューションズが本システムの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合

・サテライト・ソリューションズは利用ユーザー及び第三者からの緊急停止要請に関して原則としてこれを受け付けません。

・サテライト・ソリューションズは本システムを停止すること、ならびに停止できなかったことによって利用ユーザー、及び第三者が損害を被った場合も、サテライト・ソリューションズは一切の賠償責任を負いません。

・サテライト・ソリューションズは提供アプリケーションの停止、バグ、障害による利用ユーザー、及び第三者が損害を被った場合も、サテライト・ソリューションズは一切の賠償責任を負いません。

・サテライト・ソリューションズは、本システムの提供、提供アプリケーションの一部、または、全部を中止、廃止することができます。

・サテライト・ソリューションズは、一定の予告期間をもって提供アプリケーションの停止を行う場合があります。

#### 第 12 条 免責事項

1. サテライト・ソリューションズは、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、システムの不具合により起因して利用ユーザーまたは第三者が被った直接または間接的な被害について、損害の発生可能性を予見できたか否かを問わず、一切の責任を負わないものとします

2. 提供アプリケーションを通じて提供される情報・サービスに関し、利用ユーザーと他のユーザーあるいは第三者と紛争が生じた場合は、利用ユーザーは、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、サテライト・ソリューションズに損害を与えないものとします。

3. サテライト・ソリューションズは、本規約に基づく利用ユーザーの登録情報開示に伴い、そこから発生する問題について一切の責任を負わないものとします。

4. 本システムを使用することにより発生した怪我、事故等についての補償は行いません。

5. サテライト・ソリューションズは、利用ユーザーが本システムの仕様範囲外での使用またはサテライト・ソリューションズが定める使用方法と異なる使い方で本システムを使用した際に発生した問題について、一切の責任を負わないものとします。

### 第 13 条 規約の変更

サテライト・ソリューションズは、利用ユーザーへの事前通知、承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容については、本規約に 2 週間表示した時点で、全ての利用ユーザーが了承したものとみなします。但し、第三者に不利益を及ぼす恐れのある場合等不測の事態が予想される場合は、上記期間を待たずに規約変更が実施されたものとします。

### 第 14 条 権利の帰属

本システムの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サテライト・ソリューションズ、及びその供給者に帰属します。本システム、本システムに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、利用ユーザーはこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本システムからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

また本システムに利用ユーザー自身で登録するデータの所有権及び管理責任は利用ユーザーに帰属します。

### 第 15 条 反社会的勢力の排除

1. 利用ユーザーは、暴力団、暴力団員、暴力団構成員もしくはそれらの関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下これらを「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明保証します。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. サテライト・ソリューションズは、契約者が前項の表明保証に反して、前項各号のいずれか一にでも該当することが判明したときは、何ら催告をせず、本システム契約を解除することができるものとします。

3. 本条に基づく本システム契約の解除により利用ユーザーに損害が生じた場合であっても、サテライト・ソリューションズは一切の責任を負わず、利用ユーザーがサテライト・ソリューションズに対して負担する一切の債務についてその期限の利益を喪失するものとします。

### 第 16 条 準拠法及び雑則

本規約は日本国の法律を準拠法とします。また、本規約ないし本システムに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに利用ユーザーもサテライト・ソリューションズも合意するものとします。

附則

2026 年 2 月 11 日：制定、施行

## 【売買契約約款】

### (売買)

第1条 本売買契約約款は、株式会社サテライト・ソリューションズ（以下「当社」といいます）とお客様との間の当社の取り扱う製品（以下「本製品」といいます）の売買契約（以下「売買契約」といいます）に適用されます。

2. 本製品、売買代金、納入期限その他特約など個別の売買契約の条件（以下「売買条件」といいます）については、お客様が当社に提出した当社所定の申込書（ただし、当社が正式に受理したもの）又は当社の提示する見積書（ただし、当社が注文請書を発行する場合は注文請書）に記載のとおりとします。

### (本製品の納入・検査・引渡し)

第2条 当社は、本製品を売買条件に定めた納入期限までにお客様の指定する日本国内の納入場所へ納入します。ただし、交通事情等による納品の遅れが発生した場合には、当社は一切の責任を負わないものとする。また、本製品の組み立てはお客様が行うものとします。

2. お客様は、本製品の納入を受けた後5日以内に本製品の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他本製品につきお客様が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「品質等」といいます）が売買契約の内容に適合していることを確認のうえ、物品受領書を当社に交付します。なお、お客様は、本製品の納入後検査完了まで、善良な管理者の注意をもって本製品を保管するものとします。

3. 本製品の品質等が売買契約の内容に適合していないときは、お客様は、その旨を当社に書面で通知し、当社とお客様とで協議のうえこれを解決します。お客様は、当該解決後、物品受領書を当社に交付します。

4. お客様が物品受領書を交付したとき、又は正当な理由なく期限までに物品受領書を交付しないとき、本製品の品質等は売買契約の内容に適合した状態で引渡されたものとみなし、以後お客様は当社に対して本製品の品質等が売買契約の内容に適合していないことを主張できないものとし、本製品の修補、代替物及び不足分の引渡し、代金減額及び損害賠償を請求できないものとし、かつ、売買契約を解除できないものとします。なお、第6条の契約不適合責任については、同条の定めに従います。

### (売買代金等)

第3条 お客様は当社に対して、当社からの請求により、売買代金及び諸費用（運送諸掛、消耗品代、その他代金の合計額、以下売買代金及び諸費用を総称して「売買代金等」といいます）を、請求書記載の支払条件により、請求書記載の支払方法にて支払うものとします。

### (所有権の移転)

第4条 本製品の所有権は、お客様が本製品の売買代金等その他売買契約に基づく一切の債務を支払い本製品の引き渡し完了したときに、当社からお客様に移転するものとします。ただし、本製品に搭載されるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）にかかる知的財産権等一切の権利は、その権利者に帰属するものとし、本製品の所有権移転によっても、お客様に対し譲渡され、又は移転等されるものではありません。

### (危険負担)

第5条 本製品の納入前に、お客様の責によらない事由により本製品に滅失又は毀損が発生したときは、当社の負担とします。また、本製品の納入後に、当社の責によらない事由により本製品に滅失又は毀損が発生したときは、お客様の負担とします。

### (契約不適合責任)

第6条 お客様に対する引渡しが完了した本製品について、第2条に定める検査によっても発見できない契約不適合があり、当該契約不適合が当社の責めに帰すべき事由による場合であって、かつお客様が本製品の引渡し完了後6か月以内に当該契約不適合があった旨及びその内容を当社に対して通知した場合に限り、当社は、当該契約不適合があった本製品の修補、交換又は代金の減額のいずれかに応じるものとします。

2. 当社が前項の定めによる対応をいずれもなし得なかった場合に限り、お客様は、当社に対し、前項に定める対応に代えて、契約不適合があった本製品に係る売買契約の解除又は損害賠償を請求することができるものとします。

(禁止事項)

第7条 お客様は、本製品を保有する間、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 本製品の日本国外への持出し、日本国外での利用
- (2) 第三者に再貸与、譲渡することは原則禁止
- (3) 当社の定める本製品の目的以外による本製品の使用、本製品の説明書又はマニュアルで禁止する使用
- (4) 本製品の分解又は改造
- (5) 本ソフトウェア及び本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正又は二次的著作物の創造、データの抽出及び公開
- (6) 当社又はライセンサー（本ソフトウェアのライセンスを提供するライセンス会社をいい、以下同様とします）が保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上又は契約上保有する権利を侵害する行為
- (7) 当社もしくはライセンサーの信用を毀損する行為、又は他人に対するいやがらせ、もしくは誹謗中傷を目的とする行為
- (8) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (9) その他、当社が不適切と判断した行為

(本製品の輸出)

第8条 お客様が、本製品の全部又は一部を直接又は間接を問わず、日本国外への持ち出し又は輸出することを禁止します

(債務不履行等)

第9条 お客様が次の各号のいずれか一にでも該当したとき、当社は、通知、催告を要しないで、売買契約の全部又は一部を解除し、また、未払債務の即時一括弁済を請求することができるものとします。また、お客様は、当社に損害があるときはこれを賠償します。

- (1) 売買契約の約定の一つにでも違反したとき。
- (2) 売買契約以外の当社、お客様間の取引の約定に違反したとき。
- (3) 支払を停止し、又は手形、小切手の不渡り報告もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- (4) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。
- (5) 営業の休廃止又は解散をし、もしくは、営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第10条 当社及びお客様は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、売買契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に承継、譲渡又は担保に供してはならないものとします。

2. お客様は、売買契約に基づく全ての金銭の支払債務を、売買契約に別段の定めがある場合を除き、当社又はその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

(消費税額・地方消費税額)

第11条 お客様は、第3条の売買代金等、その他当社に対する支払いについては、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して支払います。

(遅延損害金)

第12条 お客様が、売買契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、お客様は当社に対して、支払を要する日

の翌日より完済の日まで年率 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。

（損害賠償）

第 13 条 当社による故意の過失があった場合を除き、いかなる場合も、当社が売買契約に関連して損害賠償義務を負う場合においてその賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、賠償額は総額で第 3 条に定める本製品の売買代金相当額のうち支払われた金額を上限とします。

（秘密保持）

第 14 条 当社及びお客様は、相手方の書面による事前の承諾なくして、売買契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上又はその他の業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、売買契約の履行上必要な範囲内でのみ社内（役員、従業員のほか、秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を含む。）で開示・使用し、第三者に開示・漏洩もしくは売買契約の目的以外に使用しないものとします。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。

2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、前項の秘密情報に該当しないものとします。

(1) 開示の時点で既に公知の情報

(2) 開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(4) 開示の時点で既に保有している情報又は開示された秘密情報によらずして独自に開発した情報

3. 前項にかかわらず、お客様又は当社が、政府機関の要請、法律又は規制の定めに従って秘密情報の開示を要求された場合、当該要求を満たす範囲で開示できるものとします。ただし、秘密情報の開示を要求された当事者は、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第 15 条 当社及びお客様は、現在及び将来にわたり、自ら及び自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）

(2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

(3) 自己もしくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者

(4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者

(5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」といいます）に該当する罪を犯した者

2. 当社及びお客様は、自ら又は自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(3) 犯罪に該当する罪に該当する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. 当社又はお客様が前 2 項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わず売買契約の全部又は一部を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害

が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しません。

(裁判管轄)

第 16 条 当社及びお客様は、売買契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

(規約の変更)

第 17 条 当社は、お客様の承諾を得ることなく本売買契約規約を変更できるものとします。この場合、本売買契約規約の各条件は、変更後の本売買契約規約の内容によります。当社は 2 か月前までに、変更の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。

(協議)

第 18 条

本売買契約規約に定めのない事項又は売買契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

以上

## 【保守サービス契約約款】

### (保守サービス)

第1条 本保守サービス契約約款は、株式会社サテライト・ソリューションズ（以下「当社」といいます）の取り扱う製品（製品に搭載されるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）を含み、以下「対象製品」といいます）に関する、当社がお客様に提供する保守サービスに係る契約（以下「保守契約」といいます）に適用されます。

2. 対象製品、保守サービス料、契約期間、その他特約など個別の保守契約の条件（以下「保守条件」といいます）については、お客様が当社に提出した当社所定の申込書（ただし、当社が正式に受理したもの）又は当社の提示する見積書（ただし、当社が注文請書を発行する場合は注文請書）に記載のとおりとします。

### (責務)

第2条 当社は、保守契約の定めに従って、対象製品の保守サービスを行います。

2. 対象製品に異常が生じた場合は、お客様は速やかに当社に連絡し、当社又は第3条に定める再委託先（以下「再委託先」といいます）がこれに対応します。

3. 保守契約に基づく保守サービスは、当社が善良なる管理者の注意を持って保守サービスを提供するものであり、対象製品の復旧及び対象製品に障害が発生しないことを当社が保証するものではありません。

### (再委託先)

第3条 当社は、保守サービスの全部又は一部を、当社の指定する第三者に再委託する場合があります。

2. 当社は、再委託先に対し、保守契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について責任を負うこととします。

### (保守サービス)

第4条 当社は、以下の保守サービスをお客様に提供します。

(1) 技術相談・障害対応：対象製品の使用方法やトラブルに関してメールや、問診票によるサポートを行います。故障と判断された場合は、修理対応窓口をご案内し、速やかな復旧をサポートします

(2) AI モデルの学習：本製品の推論精度を維持するための継続的な再学習、及び市場環境の変化に伴うモデルの最適化と最新機能の提供を行います。

2. 別途定める売買契約約款に定める契約不適合責任に基づくものを除いた対象製品の故障の修理については、有償でのご対応となります。

3. 保守作業時間帯及び連絡先は、当社からお客様に別途通知した内容に従うものとします。

### (保守サービス料等)

第5条 お客様は当社に対して、当社からの請求により、保守サービス料及び諸費用（部品代、送料、交通費、宿泊費、その他代金の合計額、以下保守サービス料及び諸費用を総称して「保守サービス料等」といいます）を、請求書記載の支払条件により、請求書記載の支払方法にて支払うものとします。

2. 対象製品の保守サービスのうち、有償対応が必要になる場合は、有償保守の内容について、当社が事前にお客様に説明するものとします。

### (契約の期間)

第6条 保守契約の有効期間は、保守条件に定めた期間とする。ただし、有効期間満了日の2か月前までにお客様又は当社からの保守契約の変更、解約の申し入れがない場合は、満了日の翌日から6か月更新されるものとし、以降も同様とします。

2. 前項にかかわらず、お客様は、保守契約の有効期間中であっても、3か月以上の事前予告を書面で当社に通知することにより、保守契約を解約できるものとします。ただし、お客様は当社に対して3か月分の保守サービス料を支払うことにより直ちに保守契約を解約できるものとします。なお、当社はお客様から受領済みの保守サービス料がある場合、返金する義務を負いません。

(協力)

第7条 お客様は、保守契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限の協力をすることとし、保守に関して必要な場合は、当社は対象製品に対して必要な操作ができることとします。

2. 円滑な保守サービス業務と障害復旧のためにお客様は当社に対し、次の各号の便宜を可能な限り提供することとします。

- (1) 保守サービス業務に必要な作業場所の確保
- (2) 対象製品の設置場所への出入り許可
- (3) 保守サービス業務に必要な機材等の持ち込み及び持出しについての許可及び便宜

3. 保守サービスにおいて交換された部材の所有権は、交換作業の完了と同時に、当社が指定する第三者（製造元、部品供給元等）に移転するものとし、お客様は交換された部材の処分につき一切の異議申し立てができないものとします。

(アップデート等)

第8条 お客様は、当社又はライセンサー（本ソフトウェアのライセンスを提供するライセンス会社をいい、以下同様とします）がいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変（以下「アップデート等」といいます）を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について事前に通知されないことを承諾するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、ライセンサーによるアップデート等により、対象製品の仕様、品質又は機能等が変更になる場合、当社は可能な限りすみやかに、その旨及び変更後の内容を、お客様に通知するものとします。ただし、お客様による対象製品の通常の使用に影響を与えない軽微な変更はこの限りではありません。

3. 当社は、ライセンサーによるアップデート等の目的が、対象製品に生じている問題を解決するものである場合、アップデート等の実施後の本ソフトウェアのインストール、再起動をお客様に行わせるよう、お客様に依頼することができるものとします。

(データ利用)

第9条 お客様は、サービスの適正な運用のため、当社、ライセンサー及びライセンサーが指定する第三者が、対象製品の利用により得た情報（位置情報、画像情報等）を閲覧、処理、保管、管理することを、あらかじめ承諾するものとします。

2. 当社及びライセンサーは、売買契約終了後も、前項の情報を匿名化したうえで保有し、利用できるものとします。

(解除)

第10条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らかの催告を要せず保守契約を解除することができます。なお、本項による解除は損害賠償の請求を妨げないこととします。

- (1) 保守契約の約定の一つにでも違反したとき。
- (2) 保守契約以外の当社、お客様間の取引の約定に違反したとき。
- (3) 支払を停止し、又は手形、小切手の不渡り報告もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- (4) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第11条 お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、保守契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に承継、譲渡又は担保に供してはならないものとします。

2. お客様は、保守契約に基づく全ての金銭の支払債務を、保守契約に別段の定めがある場合を除き、当社又はその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

(消費税額・地方消費税額)

第 12 条 お客様は、第 5 条の保守サービス料等、その他当社に対する支払いについては、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して支払います。

(遅延損害金)

第 13 条 お客様が、保守契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、お客様は当社に対して、支払を要する日の翌日より完済の日まで年率 14.6% (1 年を 365 日とする日割計算) の割合による遅延損害金を支払います。

(損害賠償)

第 14 条 当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、当社が保守契約に関連して損害賠償義務を負う場合においてその賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含みます)は含まないものとし、また、賠償額は総額で当社がお客様から受領した 6 か月分の保守サービス料を上限とします。

(秘密保持)

第 15 条 当社及びお客様は、相手方の書面による事前の承諾なくして、保守契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上又はその他の業務上の情報(以下「秘密情報」といいます)を、保守契約の履行上必要な範囲内でのみ社内(役員、従業員のほか、秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を含む。)で開示・使用し、第三者に開示・漏洩もしくは保守契約の目的以外に使用しないものとします。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。

2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、前項の秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報
- (2) 開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 開示の時点で既に保有している情報又は開示された秘密情報によらずして独自に開発した情報

3. 前項にかかわらず、お客様又は当社が、政府機関の要請、法律又は規制の定めに従って秘密情報の開示を要求された場合、当該要求を満たす範囲で開示できるものとします。ただし、秘密情報の開示を要求された当事者は、相手方に対して遅滞なくその旨を連絡するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 当社及びお客様は、現在及び将来にわたり、自ら及び自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)
- (2) 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- (4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下「犯罪」といいます)に該当する罪を犯した者

2. お客様及び受託者は、自ら又は自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為
- (2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を

毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(3) 犯罪に該当する罪に該当する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. お客様又は当社が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わず保守契約の全部又は一部を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しません。

(裁判管轄)

第 17 条 お客様及び当社は、保守契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

(規約の変更)

第 18 条 当社は、お客様の承諾を得ることなく本保守サービス契約規約を変更できるものとします。この場合、本保守サービス契約規約の各条件は、変更後の本保守サービス契約規約の内容によります。当社は2か月前までに、変更の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。

(協議)

第 19 条

本保守サービス契約規約に定めのない事項又は保守契約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

以上